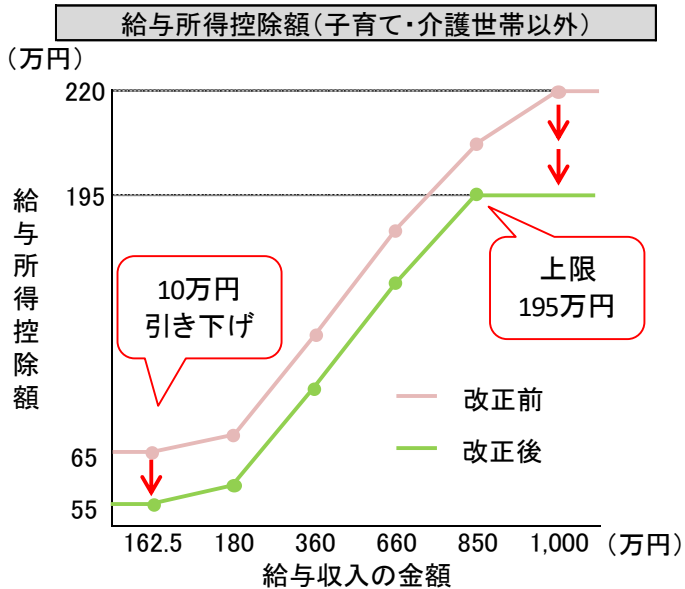


個人所得課税 給与所得控除等の見直し

1. 改正の概要

- 給与所得控除の額が一律10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が見直されます。
(改正前)給与収入金額1,000万円超→給与所得控除額の上限は220万円
(改正後)給与収入金額850万円超→給与所得控除額の上限は195万円
- 給与収入金額が850万円を超える場合であっても、本人が特別障害者に該当する場合や23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置がとられます。



モデルケース別の改正による影響額

① 給与収入850万円以下の場合

年収	所得税等・住民税		影響額
	改正前	改正後	
850万円	141.5万円	141.5万円	0万円

② 介護・子育て世帯の場合(配偶者の所得なし、扶養控除38万円と仮定)

年収	所得税等・住民税		影響額
	改正前	改正後	
1,000万円	160.4万円	160.4万円	0万円

③ ①・②以外の場合

年収	所得税等・住民税		影響額
	改正前	改正後	
900万円	155.1万円	156.7万円	1.6万円
1,000万円	184.0万円	189.0万円	5.0万円
1,500万円	386.3万円	392.8万円	6.5万円
2,000万円	604.8万円	611.3万円	6.5万円
3,000万円	1,109.0万円	1,140.5万円	31.5万円

※改正前は平成30年分の税額です。

※社会保険料等は考慮していません。

※復興特別所得税を含んでいます。

※①、③の所得控除は基礎控除のみ考慮しております。

2. 適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税に適用される。

3. 実務上の留意点

- 給与所得控除の額は10万円引き下げられるが、基礎控除の額は10万円引き上げられるため、給与収入850万円以下の場合には改正後においても税負担は変わらない。
- 給与収入の金額850万円超で、介護・子育て世帯でない場合には、税負担が増加する。